

秋 田 空 港

秋 田 空 港 消 防 警 備 委 託

仕 様 書

令 和 8 年 度

秋 田 空 港 管 理 事 務 所

(本業務委託の目的)

第1条 秋田県が所有・管理する秋田空港（以下「空港」という。）内施設の防火・消火並びに空港内及びその周辺で発生する航空機事故等に際しての消火・人命保護活動を行うとともに、空港内施設への不法侵入及び不法事案発生などの防止を行い、空港の安寧秩序の維持を図ることを目的とする。

(本業務委託の対象)

第2条 秋田県が所有・管理する空港施設及び航空機並びに空港周辺に不時着した航空機とする（詳細は、本書各項目で指定する）。

(消防警備業務委託概要)

第3条 「秋田空港機能管理規程（セキュリティ編）」に基づく警備業務を実施するほか、緊急時に際しては、「秋田空港緊急計画」及び「秋田空港・危機管理マニュアル」に基づき、所要の活動を実施すること。

本業務の概要は、次のとおりとする。

1 消防

(1) 出動警戒態勢

I 態勢の維持

航空機の離発着時刻を把握し、また運航状況に関する情報収集を行い、緊急出動できる体勢を整えること。

II 警戒態勢維持の時間

到着便にあつては、予定時刻の5分前から、出発便にあつてはノーリターン・ポイント通過時刻まで、警戒態勢を維持するものとする。

(2) 緊急時の対応

I 施設火災

① 空港施設内において火災が発生し、発注者より出動を求められたときは、迅速に消火活動を実施すること。

② 火災の規模・場所により、大型化学消防車による消火又は消火器による消火を適宜判断し、被害が最小限に止まるよう消火にあたること。

③ 自治体消防が火災現場に到着し消火活動を開始した時点で、消防指揮権が移行されるが、自治体消防の消火活動が終了するまで、補完体勢を維持すること。

II 航空機火災

① 空港施設内又は空港周辺において航空機火災が発生し、発注者より出動を求められたときは、直ちに大型化学消防車による消火活動を実施すること。なお、消火活動にあたっては、事故現場・風向きなどを考慮し、最も効率的な方法で行うこと。

② 自治体消防が火災現場に到着し消火活動を開始した時点で、消防指揮権が移行されるが、自治体消防の消火活動が終了するまで、補完体勢を維持すること。

III 救急医療活動

① 救急医療作業車は発注者から指示された位置まで出動し、救急医療作業車操作員は可能な限りの医療設備設営の準備を行うこと。

② 緊急集結した秋田空港消火救難隊員とともに、所定の医療設備を設営すること。

③ 大型化学消防車操作員にあつても、鎮火後は救急医療活動に従事するものとする。

IV その他

- ① 受注者は、消防警備責任者（以下「責任者」という。）を選任し、発注者に報告しなければならない。
- ② 受注者は、業務従事者名簿を提出するとともに、勤務表を当月末日までに翌月分を発注者に報告しなければならない

(3) 消火活動体制の維持

I 日常業務

別紙1に基づき、実施すること。

II 消火技術の向上

受注者は、毎月の訓練計画を策定のうえに、実地訓練及び図上訓練を実施し、消火技術の向上に努めること。

III 専門知識等の習得

受注者は、発注者と協議のうえ、より実践的な訓練が可能な国土交通省所管の空港保安防災訓練センターにおける研修等に参加し、業務従事者の資質向上に努めること。

2 警備

(1) 警備員の配置要件

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第2号の業務であり、第2条で定める配置基準を満たしていなければならない（本業務委託は、24時間/日実施されることから、その時間に対応する人員を配置しなければならない。）。

(2) 制限区域出入の監視

- ① 運用時間内において、2番ゲート詰所で立入制限区域への人及び車両の通行を監視すること。
- ② 所定の立入許可証を提示した者及びあらかじめ発注者から通行の連絡があった者以外は立入制限区域内への通行を禁ずること。

(3) 巡回警備

(運用時間内)

- ① 消防車ででの出動待機時間以外に随時実施する。
- ② 立入制限区域への不法侵入及び不法事案発生を防止するため、場周道路及びターミナル地区内を巡回監視する。

(運用時間外)

- ① 適当な間隔を空け、計2回実施する。
- ② 場周道路、駐車場、構内一般道路、除雪機械格納庫、除雪車庫、除雪ステーション、各消防車庫、変電局舎（整備作業所を含む。）、公用車庫での不審者又は不審物等による不法事案発生を防止するため、その巡回警備を行う。
- ③ 上記運用時間内の巡回警備項目の他に、夜間駐機している航空機も警備対象とする。

3 報告

(1) 車両点検、運行記録

貸与されている車両の点検記録及び運行記録を所定の様式に記録し、翌日朝まで発注者へ報告すること。非貸与車両の点検記録及び運行記録については受注者が管理し、発注者の求めにより随時確認できるよう整理・保管すること。

(2) 業務日誌

運用時間内及び運用時間外巡回警備、制限区域立入監視の状況を所定の様式で翌日朝まで発注者へ報告すること。

(3) 訓練計画

- ① 消火活動に係る訓練計画は、当月末まで翌月分を報告すること。
- ② 訓練当日は、訓練開始・終了を発注者へ報告すること。

(4) 医療資器材

救急医療作業車へ積載している医療資器材について、その保有数を四半期毎に報告すること。

(5) 緊急報告

- ① 制限区域立入監視、巡回警備、その他において、受注者としての判断を超えると思われる案件が発生した場合は、速やかに発注者へ通報し、指示を仰ぐこと。
- ② 航空機事故等の緊急出動があった場合は、事後速やかに活動記録を作成し、発注者へ報告すること。

4 訓練

- (1) 受注者は、空港を使用する航空機の型式や運航状況、消防機材等に関する知識、技術の習得に努めること。
- (2) 自己の訓練計画や空港管理者が実施する訓練計画に基づき、専門的、かつ、総合的な消火救難に関する知識の習得に努めること。

基礎訓練項目

- (イ) 火災及び消火（火災拡大の要素及び消火方法）
- (ロ) 使用消火薬剤の知識
- (ハ) 消防車及び救急医療作業車の構造及び機能に関して詳細の知識と的確な操作及び日常点検
- (ニ) 空港地勢の把握（空港保安設備、消防・水利施設、空港周辺地勢等）
- (ホ) 航空機に関する知識（通常及び非常脱出口の位置及び作動、燃料の種類及び燃料タンクの位置、電池の位置等）
- (ヘ) 警備業法（昭和47年法律第117号）及び関連法令
- (ト) 国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）第14号付属書、航空法（昭和27年法律第231号）及びその関連法令
- (チ) 消防法（昭和23年法律第186号）及び関連法令
- (リ) 秋田県空港管理条例（昭和56年秋田県条例第13号）、同施行規則、秋田空港保安管理規程、秋田空港制限区域安全管理規程、秋田空港緊急計画、秋田空港・危機管理マニュアル
- (ヌ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び関連法令
- (ル) 救急救命講習

実用訓練

- (イ) 泡沫消火剤の基本的用法
- (ロ) 標準初動方式
- (ハ) 図上演習
- (ニ) 総合消火救難訓練
- (ホ) その他空港管理者が実施する訓練

(本業務委託の勤務時間及び警備対応配置人員等)

第4条 本業務委託の勤務時間及び警備対応配置人員等については、次のとおりとする。なお、勤務時間内は常に必要な人員を配置することとし、労働基準法を遵守した人員を確保すること。また、空港消防警備の経験年数が1年以上の者が、配置されている警備員等全体の半数以上となるよう配置しなければならない。

(1) 運用時間内業務 午前6時30分から午後10時15分まで

配置人員 10人

内 訳 消防活動指揮者

大型化学消防車乗員 (運転者は、大型免許所持者であること)

救急医療作業車乗員 (運転者は、大型免許及び牽引免許所持者であること)

制限区域立入監視

(2) 運用時間外業務

配置人員 2人

午後10時15分から午前6時30分まで適当な間隔を空け計2回実施し、前日の巡回とは異なる時間及び順路となるよう配慮すること。

その他必要があるときは随時巡回すること。

(3) 業務時の服装等

・通常時 受注者が定めた制服、装着品を使用すること。

・消火活動時 発注者が貸与した耐熱服、防火服、装着品等を使用すること。

(建物の使用)

第5条 受注者は消防警備に伴い消防車庫、第2消防車庫、第3消防車庫を使用しなければならない。建物を使用する前に、発注者に借用届を提出するものとする。

(物品等の貸与等)

第6条 委託業務を履行するにあたり別紙2の設備及び車両等を貸与する。ただし、警備巡回車両については、次の要件を満たすものを受注者が準備し、仕様確認及び車両使用承認を受けてから制限区域内に持ち込むこと。

(1) 別紙3の承認条件を満たしていること

(2) 自動車の種別は普通または小型であり、用途は乗用または貨物であること

(3) 受注者の責任において、車体に「空港消防」と明瞭に表示すること(マグネットシート等の貼り付けによる表示可)。また、屋根に青色閃光灯を取り付けること。なお、これらに要する経費は受注者の負担とする。

(4) 受注者の責任において、別紙2の車載用無線機の取り付けができること

(作業機材等の負担区分)

第7条 第5条及び第6条に規定する建物、設備及び車両等の維持管理に要する費用は、次のとおりとし、必要に応じ発注者が定め負担する。ただし、(1)の費用については、貸与車両に限る。

また、鍵の貸与については、受注者は借用届を提出するものとする。

(1) 車両の燃料費、維持管理費

(2) 常駐場所の光熱水費、維持管理費

(3) 常駐場所に付帯する什器、備品等の経費

- (4) 必要と認める消耗品にかかる経費
- (5) 警備に必要な門扉等の鍵
- (6) 無線機、クラッシュホン

(受注者の責任及び経費の負担)

第8条 受注者の責任及び経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、第5条及び第6条により消防警備に伴い無償で使用する施設、設備及び車両等（以下「貸与物品等」という。）が亡失、損傷又は故障したときは、速やかにその事実について書面をもって発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、前項の亡失、損傷又は故障が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従い速やかに貸与物品等の修理又は、同等品を納入若しくはその損害額を負担し、発注者の確認を得ること。
- (3) 受注者は、天災その他不可抗力によって貸与物品等に損害が生じたときは、その損害の補填方法等について、発注者と協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は、従事者の労働条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係諸法令等を厳守し遵守することはもとより、的確で安全な業務実施のため、その管理に十分な注意を払うこと。
- (5) 受注者は、落札後業務開始までの間に、受注者の責任において従事者の習熟訓練を行わなければならない。この間の費用は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、業務の実施中に第三者に対し損害を与えた場合、これを賠償しなければならない。
- (7) 上記以外の事項については、発注者・受注者両者協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第9条 落札者は、契約の締結前及び締結後に、警備業法施行規則第33条第1項第1号に規定する書面を提出しなければならない

第4章 消火救難業務

3 空港消防通常業務

(1) 空港消防通常業務とは、空港消防職員が消防所その他で行う日常の業務をいう。

(2) 空港消防通常業務は、次の要領により遂行するものとする。

ア. 始業時の任務の指示

当直責任者は、その始業時又は交代時に空港消防職員の当直時間中における任務を指示し、記録簿に当該指示の内容を記入するものとする。

イ. 業務の記録及び引継

当直責任者は、当直中に実施した業務の状況を記録簿に記録し、当直終了後に次の当直責任者に引き継ぐものとする。

ウ. 消火救難業務に使用する消防車両等の点検整備及び走行性能試験

a. 空港消防職員は、始業時又は交代時に、車両日常整備記録簿に基づき消火救難業務に使用する消防車両等の始業前点検を行うとともに、完全装備した状態でその加速、制動及び運転性能について確認を行うものとする。

b. 点検の結果、異常を認めた場合は、自ら調整できるものはその場で調整し、調整不能なもの又は専門的措置を要するものは速やかにその旨を実施責任者に報告し、その指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

c. 空港消防職員は、運行前点検の結果を記録するほか、毎日、消防車両等の操作及び稼働状況について、車両日常整備記録簿に記録するものとする。

エ. 通信及び警報システムの動作試験

空港消防職員は、定時に、消防所と管制塔、消防分所、空港外の関係機関等との間の専用の非常通信回線及び消防車両等（化学消防車、給水車、指揮車、救急医療搬送車等）との間の無線電話方式による通信装置並びに消防所内のベル、ブザー及び放送装置の動作試験を実施し、通信及び警報システムの性能確認を行うものとする。

この際、通信又は警報システムに異常が認められた場合は、速やかに実施責任者に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

オ. 空港状況の把握

当直責任者は、次に掲げる事項を常時把握し、空港消防職員に周知するものとする。

a. 気象状況

b. 使用滑走路

c. 航空機移動区域における工事等の態様

d. 消火救難機材及び消防水利の状況

カ. 航空機の運航監視

空港消防職員は、空港における航空機の離着陸その他、航空機移動区域内における航空機の状況等を可能な限り監視するものとする。

キ. 消火救難機材の管理

空港消防職員は、消火救難機材がその機能を十分に発揮し運転操作に支障を来すこととならないよう、実施責任者の指示に従って、日常の点検整備及び定期的な試験を行い、機能の維持保全に努めるものとする。

ク. 消火薬剤の管理

a. 空港消防職員は、消火薬剤をそれぞれの薬剤の性質に応じて適切に管理し、性能劣化を来すことのないよう留意するものとし、有効期限を経過した消火薬剤は、廃棄処分するものとする。

また、有効期限内のものであっても、容器の損傷、その他の事由により性能が劣化したと認められるものについては、廃棄処分するものとする。

- b. 消火薬剤の使用及び購入に当たっては、常に適正量を保有するよう調整に努めるとともに、その使用に際しては、原則として製造年月日の古いものから順次使用するものとする。
- ケ. 消防水利の点検
- a. 空港消防職員は、消火救難業務の用に供する貯水槽及び消火栓を少なくとも毎月1回点検し、その結果を記録簿に記入するものとする。
 - b. 消防水利は、漏水の有無、適正な水圧等により点検するものとする。

貸与品内訳

品名	規格	数量	単位	摘要
大型化学消防車	1号車 ROSENBAUER 秋田800は1182 2号車 千代田PU5KSEM 秋田800は 74 3号車 SCANIA 秋田800は 525	3	輛	無線機含む 運転者 大型免許所持者
救急医療作業車	(トラクタ部) KL-CV48YZH改 秋田100は 592 (バンフルトレーラー部) トレクスFFA120AE 秋田100ゆ 19	1	輛	無線機、積載物含む 運転者 大型免許及び けん引免許所持者
消防用アルミ服		8	着	
耐熱服	モデル4型	9	着	
無線機	TCM-D144-FT EMM-05FLS/WT	2	台	くこうかんりあきた41 くこうかんりあきた56
クラッシュホン		1	台	
ゲート等合鍵		1	式	ゲート、建物鍵

別紙3（秋田空港制限区域安全管理規程抜粋）

第3章 制限区域における車両の使用等

（車両の使用）

第27条 制限区域内において、管理事務所長が承認した車両以外は使用してはならない。

（車両の種類及び有効期間）

第28条 制限区域内において使用の承認又は許可を受けることができる車両の種類及び車両使用有効期間は、次表に掲げるとおりとし、工用車両等の使用承認証の有効期間は、工事又は委託契約期間内とする。

種 類	要 件	有効期間
登録車両	運輸支局長又は軽自動車検査協会の有効な自動車検査証等の交付を受けているものをいう（以下「登録車両」という。）。	3年未満
未登録 自走車両	登録車両以外のうち自走で、2年を超えない期間毎に別添「空港内未登録車両の検査基準」により検査を受け、これに合格したものをいう。	3年未満
未登録 非自走車両	登録車両以外の車両のうち自走車両以外の車両をいう。	3年未満
臨時使用車両	一時使用の承認を受けた車両をいう。	24時間未満

（承認条件）

第29条 制限区域内で使用する車両は、航空機の運航等に必要最小限のものとし、航空機の運航の安全を阻害する恐れのないもので、次に掲げる条件を満たすものとする。また、特に必要と認めた場合は、別に条件を付するものとする。ただし、管理事務所長が使用区域を指定し、特に使用を認めた場合は、この限りではない。

なお、航空機の地上作業等に直接従事する場合以外は、指定された車両置き場に駐車しておかなければならない。

- (1) 原則として4輪以上の車両であること。
- (2) 車体は航空機から容易に識別できる鮮明な色で塗装され、かつ所属名等が明瞭に表示されていること。なお、塗装されていない場合は、標識旗を掲げること。ただし、航空機走行区域以外又は運用時間外のみで使用される車両はこの限りではない。
- (3) 車両の用途は、乗用、貨物、特種用途、大型特殊のいずれかであること。
- (4) 航空機の地上作業に直接従事する車両は消火器を備えていること。
- (5) ディーゼル車は排気管から出る火の粉の防止装置（スパークアレスター）を備えていること。ただし、平成10年規制以降の自動車排出ガス規制に適合している車両又は排気管から火の粉の出ないことについて当該車両の自動車製造業者等が証明している車両はこの限りではない。
- (6) 航空機けん引車両及び航空機走行区域を通過する車両は、黄色閃光灯を備えていること。また、緊急車両及び保安用車両は、青色閃光灯を備えていること。

なお、青色閃光灯又は黄色閃光灯を装備するにあたっては、「道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和自動車の認定について」（平成19年2月6日国空用第327号）に基づき、地方運輸局の認定を受けること。
- (7) 非自走車両は、制動装置または車輪止めを備えていること。
- (8) 非自走車両は、後部及び側面に反射器又は反射テープを貼付していること。